

# 議案第18号 三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、サウナ設備の規制、簡易サウナ設備と一般サウナ設備に分けられた。

また、住宅火災予防のため普及推進する対象に感震ブレーカーが新たに位置付けられたため、三田市火災予防条例の一部を改正するもの。

## 2 改正内容

### (1) 簡易サウナ設備の新設（第8条関係）

近年のサウナブームを背景に消費熱量が小さい簡易的なサウナが増加していることから、定格出力6キロワット以下で、薪または電気を熱源とするテント型サウナ室及びバレル型サウナ室を簡易サウナ設備として定義する。

### (2) 簡易サウナ設備新設に伴うサウナ設備の名称変更（第8条の2関係）

サウナ設備について、新たに一部を簡易サウナ設備として新設したため、それ以外を一般サウナ設備として新たに定義する。

### (3) 簡易サウナ設備新設に伴う届出の追加及び号ずれ（第47条関係）

個人が設ける場合を除き、届出を義務付ける。

その他改正に伴う号ずれを修正する。

### (4) 住宅火災予防推進のために感震ブレーカーを追加（第31条の7関係）

住宅火災予防のために普及推進するものの中に感震ブレーカーを位置付ける。

## 3 施行期日

令和8年3月31日